

## 入 札 心 得 書

1. 入札は、所定の様式により所定の場所へ時間内に提出し、特に指示する以外郵送は認めない。
2. 次の各号に該当すると認めた入札は無効とする。
  - (1) 入札に記名捺印のないもの、又は入札書中要領を得られないもの。
  - (2) 入札事項を表示せず、一定の金額又は価格を表示しないもの。
  - (3) 入札人協定をして入札をなし、又は不正の行為があった場合。
  - (4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたもの。
3. 一旦提出した入札書の引換変更、又は取消をすることはできない。
4. 入札に関し正当の理由なく当該職員の指示に従わず、あるいは当方の不利を図るものは指名を取消す。
5. 落札者の決定は、同価格のものがあった場合は、抽選により決定する。
6. ただし、当該者のない場合は、再入札を行う。  
再入札が成立しなかった場合は、最低の者に見積書を提出させ随意契約をすることがある。  
入札額は落札決定の場合発表する。
7. 契約は、落札決定の日より7日以内に当方指示による内訳明細書及び指定書類添付の上契約し、万一落札者の都合により期間内に契約できないときは棄権とみなす。
8. 契約は、滑川町契約規則に従い締結する。
9. 指名を受けたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときはその旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うものとする。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行うものとする。